

会 議 録

名 称		市川市子ども・子育て会議（平成２７年度第３回）
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は公 文書公開条例第８条 の項号を記載する		１．特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について ２．子育てナビ事業について（実施報告） ３．その他
開催日時場所		平成２８年１月２６日（火）午前９時３０分～１２時００分 市川市役所本庁舎３階 第５委員会室
出席者	委員	高尾公矢 西智子 大神優子 田口安克 五ノ井きよみ 阿部利勝 幸前文子 川副孝夫 吉原正実 村上誠 濱田里美 坂本慈子 野見山直子 知久有美 服部ひろみ
	事務局 (所管課)	子育て支援課
	関係課等	こども入園課、こども施設運営課、こども施設計画課
傍聴区分		㊦（ 人 ） ・ 不可
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料		・ 次第 ・ 資料１ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について ・ 資料２ 子育てナビ事業実施報告 ・ 資料３ 保育園 整備可能区域の拡大 ・ 資料４ 公立保育園運営の今後の方針について（原案）
特記事項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成27年度第3回）（詳細）

1 開催日時：平成28年1月26日（火）午前9時30分～12時00分

2 場 所：市川市役所本庁舎3階 第5委員会室

3 出席者：

委 員 高尾公矢 西智子 大神優子 田口安克 五ノ井きよみ 阿部利勝
幸前文子 川副孝夫 吉原正実 村上 誠 坂本慈子 濱田里美
野見山直子 知久有美 服部ひろみ

市川市 こども政策部長、こども政策部次長、子育て支援課（小松課長、長久保主幹、
正木主任、奥主任主事）、こども入園課（高久課長）、こども施設運営課（山
元課長、大野副参事）、こども施設計画課（小西課長、川野主幹、日暮副主
幹、阿部主査）

4 議 題：

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- 2 子育てナビ事業について（実施報告）
- 3 その他

5 配布資料：

- ・次第
- ・資料1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- ・資料2 子育てナビ事業実施報告
- ・資料3 保育園 整備可能区域の拡大（案）
- ・参考資料 公立保育園運営の今後の方針について（原案）

6 その他

【 午前9時30分開会 】

高尾会長： それでは、只今より平成27年度第3回市川市子ども・子育て会議を開催致します。先ほど事務局から連絡がありましたが、本日は全ての委員が出席されていますので、本日の会議は成立いたします。次に本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開ということとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので公開したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。それでは、傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にお入りください。

それでは、次第1「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」です。事務局より説明をお願い致します。

こども施設計画課長： こども施設計画課長の小西でございます。よろしくお願い致します。

(資料1.「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」に基づき説明)

高尾会長： 只今事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

服部委員： 服部です。基本的な事かもしれないですが、最後に民間委託、間接的に民間で運営される保育園3園のことが書いてあるのですが、この先公立保育園は、今もここ10年程の間にどんどん民営化されていると思いますけれども、市川市に限らずこの傾向だと公立が無くなってしまうのでしょうか？

高尾会長： では、事務局のほうから。

こども施設計画課長： 今日お配りしております、A3の用紙の事ですよね。後でまたその辺につきましてはご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高尾会長： よろしいですか。他にご意見があればお願いしたいと思っておりますが。

川副委員： 川副です。意見聴取の概要ということで諮られています、私自身がきちんと認識していなかった部分をもう一度確認させていただきたいのですが、今回の認可保育所の開設予定施設の中で、この審議会では、要するに

利用定員について審議する、ということがこの文章から読み取れます。しかし、既に12月に、これらの施設について市川市のホームページにアップされておりました。この審議会のことと、もう既にアップしないと間に合わないと思いますので、その違いについてお尋ねしたいと思います。

高 尾 会 長： では、事務局からお願いします。

こども施設計画課長： 保育園の定員は認可定員と利用定員と2パターン設定されております。今ホームページ上で公開させていただいているのは県の認可、正式には3月の末をもって認可という形になりますけれども、事前協議の中でこの定員をもって概ね良いでしょうという内諾を頂いている数字でして、認可定員について公表しています。

今回お諮りするはその認可定員から設定する利用定員でして、全体の数から認可定員に対して、例えば利用定員が多すぎるのではないかというご意見であれば、利用定員の設定について再度協議をしていきたいと考えています。あくまで公表しているのは認可定員でございますので、全体の計画から利用定員の方をご審議いただいて、その内容をもってまた検討・協議をさせていただくという流れになっております。以上です。

高 尾 会 長： 川副先生、よろしいですか。

川 副 委 員： 川副です。南部区域の下の方に12月現在待機児童が48名発生しているということで、実際に審議対象が84名で、31年までに整備する定員が18名で、ここらへんは修正を加えなければいけないというご意見でしたので、課題が残るそうかなと懸念をしましたが、周りの近隣の施設との関係というのはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。48名に対して84名というのはちょっと多いと思います。行徳地区はかなり整備が進んでいるので、その点に関してどのように考えていらっしゃいますか。

高 尾 会 長： 事務局の方からお願いします。

こども施設計画課長： 南部地域全体としましては84名という数が出てきますけれども、南部地域と言いましても妙典と行徳と南行徳、三地域に大きく分けることが出来ます。南行徳はかなり整備が進んでおり、全く待機児童がないというわけではないですが、かなり改修がされております。しかし行徳と妙典地域につきましてはまだまだ足りないという状況でして、待機児童を減らしてい

くというスタンスでありますのでこの定員で設定させていただきました。
保育園全体に言えることですが、保育需要が全般的に下がってきた時にはその後の人口推計なども計算しまして、県と協議をしながら全体の定員をまた下げていくということも出来ます。施設の大きさとしては十分受け入れられるキャパシティを持っておりますので、そちらに合わせて今回はこの定員でお願いしたいと考えています。以上です。

高 尾 会 長： よろしいですか。他にご意見はありますか。

吉 原 委 員： 吉原です。キャパシティがあれば認可・定員を決めていくということですが、例えばゆう保育園さんは中華料理店を改装したとか、キャリー保育園はマツモトキヨシの2階ということで、想像はついたのですが、我々にはどの程度の環境があって、どの程度のキャパシティがあるのかというのは全く見えていない状況で利用定員を決めろというのはどういうものか、と感じました。これは言っても仕方がないことかもしれませんが、現実問題として待機児童を解消しなければいけない。だから環境的に、キャパシティがあるところでやればいいという発想のもとで全部審議が進んでいると思いますけれども、実際、マツモトキヨシの2階がどういう環境にあってこの利用定員がどう設定できるのかという条件がわからないところで審議することが本当にいいことかどうか。待機児童を解消しなければいけない、それが必要だということもよくわかっておりますけれども、本当に今後それがいいのか。今後需要が下がったら利用定員等を見直すというお話がありましたけれども、必要であれば何でも認めるという、極論そういうことなのかなと思います。利用定員を決めるのであれば、どういう環境でどうなっているのか、このゆう保育園さんの中華料理屋さんの場所が、私は全然わかりませんけれども、少なくとも例えばキャリー保育園の場所は量販店の前に駐車場があって、その下にマツモトキヨシがあって、その二階が昔の主婦向けの店だと記憶していますが、本当にあそこで45名が保育出来るのかと。紙の上でしかこういうことが審議できないということが、本当にいいことなのかどうか疑問に思いました。その辺りのことをお聞きしたいと思います。以上です。

高 尾 会 長： それでは事務局の方から説明をお願い致します。

こども施設計画課： 今、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。保育園につきましては、当然のことながら設置の基準というのがございます。幼児一人当たり、0才と1才でしたら3.3平方メートルを基準としてそれに受け入れ

られる人数の面積があります。2才以上につきましては1.98平米、これが最低ラインで、建物の延べ床面積ではなくて保育をする部屋の有効面積で計算します。部屋の中に置かれている固定物、例えばロッカー等は除いた面積で、実際に保育として活用できる面積を計算いたします。それから園庭につきましても、園児一人当たりの面積から計算いたします。ただ、幼稚園や小学校のように対象施設の前に園庭が取れる物件というのが大変少なくなっております。地方に行けば比較的土地は確保できますが、市川市内では特に総武線沿線、東西線沿線についてはかなり厳しい状況です。その場合県及び国で、近くに公園や神社、空き地等を園庭として活用して開設しても構わないというルールがございます。市川市におきましては園から概ね300メートル以内でそういう所を確保するという条件で今は審査しております。当然該当しないところはもう一度再考をお願いし、こちらの審議に挙がってこない物件もございます。今回はそれらの条件をすべてクリアした上で、この認可定員に対する利用定員をお願いしたく、ご意見を伺っているというところでございます。以上です。

高 尾 会 長： 吉原委員さん、よろしいですか。

吉 原 委 員： 今のご説明はとてもよく分かるのですが、それはあくまで数字の問題で、本当にそれが良いかどうかというのは、我々は今回審議をする立場ですから、数字だけではない、色々な面で子どもにとって良い環境を考えると、行政とは違う立場でこの審議会に出ています。私は実際に調べておりませんのでキャリー保育園さんが何人の認可定員を持っていच्छるのかわかりませんけれども、その認可定員に対する利用定員が今実際の保育のスペースというのが条件を満たしていると思うのです。利用定員を決めるにあたって色々な環境をある程度、こういう時代ですからビジュアルに見えるような形にさせていただくとか、何か工夫がないのでしょうか。例えばマツモトキヨシの前の写真があつて園庭は神社のここを使うようにですとか、そういうような具体的なものを提示していただければ、なるほどこういうものが確保されているから街中にあつても仕方がない、というようなことが本来の審議ではないのでしょうか。紙の上でプランが出てきて、数字が合っているからということで提示されるのは行政として当たり前のことだと思いますし、だから認可を取ったというのは当たり前のことだけれども、本当にそれで子どもがすこやかに育っていく環境なのかどうかということを我々が考えた上で利用定員を決めるべきではないのかなと、この審議会はそういうものではないのかなと思います。行政が決めた認可の利用定員の数をはい、いいです

よとただ単純にペーパーで出てきたものを審議するのかと。どうもそこに疑問を感じるというか、あまりにも紙の上での話になりすぎていて、数字意的に合っているからいいですが。もう一度ここで考えないと、青空が望めないようなところなのか、それとも太陽がさんさんと降り注ぐ室内なのか、全くわからない状況の中でそれを決めなさいというのはいかがなものかなと。この場に出ている私にとっては、同じような立場で子どもたちと毎日付き合っている人間としてはちょっと見えないというか、本当にこれで利用定員を決めて「いいですよ」ということが自分の信念としていいのかどうかをちょっと疑問に思ったのです。大変失礼いたしました。

高尾会長： 吉原委員さんのおっしゃることはよくわかると思います。ただ、行政の方としましては基準に従って認可したということですので、そういう全体的な環境ということで言いますとなかなか捉えにくい部分があると思うのです。一方では待機児童の解消ということがありますので、吉原委員さんのおっしゃることはもっともだと思いますけれども、その辺りの点は行政の方でもよくチェックをして検討したということでご理解いただきたいと思います。行政の方で何かありますか。

こども施設計画課長： 今、ご意見をいただいたものは十分私どもの方でも単に数字だけで捉えているわけではなくて、実際に建物の設計図や配置図等を頂いて、当然のことながら建築基準法の中で建物の採光、空気の流れというのは審議されて当然それはクリアされているという物件になっておりますので、建物上はあくまでも安全性は保たれております。そこから子どもの環境等を私どもの中では一応判断させていただいておりますけれども、次の会議の時にもう少しビジュアル的なものがわかりやすくご審議いただけるように資料の方を工夫していきたいと考えております。

高尾会長： 吉原さん、それでよろしいですか。

吉原委員： ありがとうございます。大変だとは思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

高尾会長： 他にご意見がありましたらお願いします。はい、服部委員さん。

服部委員： 服部です。前回保育士の不足とかの問題も出ましたが、今回のこの出仕というのにあたってはホームページに出ているということですが、保育

士の人数的な確保は出来ていますか。それともこれからなのでしょうか。

高 尾 会 長： それでは、事務局の方でお願いします。

こども施設計画課長： 各開設予定の保育園に対し保育士の最低人数が決まっておりますので、それに対して確認をしておりますが、今のところはちゃんと確保できていると報告をいただいておりますので、開設に向けてはその保育士でいけると考えております。以上です。

服 部 委 員： ありがとうございました。

高 尾 会 長： よろしいですか。それでは他に、はい幸前委員さん。

幸 前 委 員： 幸前です。先ほど服部委員さんも聞かれたのですが、保育士が妙典地域とかは少なく、利用定員を増やせないという園がチラホラあると聞いております。前回も出たと思いますが保育の質に関して先ほど吉原委員がおっしゃられたことも含まれてきますが、保育の質について少しわかりにくくなっている部分があるかなと。数字について、また建築基準のことや物件、採光についても数字ですごくわかりやすいと思います。しかし、保育の質、本当にその環境がそこで過ごす子どもたちにとっていいものか、保育にあたる人たちの質は確保されているのかというところが、明示されていません。それは私たちにも親にも不安な部分かと思います。ぜひ保育の質について、前回もお願いしましたが、公立保育園を基準にするとか、例えば先ほどの保育士の確保の部分、それから給与の面や待遇の面。公立の保育園とはまた違う私立ならではの難しさ等もいろいろあると思うので、その辺の質を担保にするような何か基準があればと。ぜひ早いうちに保育の質を担保に出来るような何かを作っていただきたいと思いました。

高 尾 会 長： 事務局の方でなにかありますか、保育の質を確保するということに関して。

こども施設運営課長： こども施設運営課長です。実は新しくできる保育園に、こういうことをしっかり守ってくださいということを、なんとか煮詰めようと思ひまして、認可保育園の園長先生方と共同でいろいろと研究しております。そういうことをやっていく先に明確化できるだろうと思っておりますが、短期的に今保育園をガンガン作らなくてはいけない状況の中では、作りつつ出来た保育園に

対して我々職員が行って指導する、そしてご理解いただくと。このアクションしかないだろうということで、今はそれを最優先でやっています。ですから、新しくできる保育園が例えばまるっきり新設だとか、無認可から認可になるとか、それとも十分経験がある、経験があるところはポリシーを持っていますから、なかなか市川の仕様と合わないなど、それぞれ色々な問題がございます。それが段々見えてきて、人手もかけてやっていこうということで、組織を拡大して取り組んでいくことも考えているところです。

高 尾 会 長： よろしいですか。

幸 前 委 員： すみません。もう一つ気になったのが、先ほども何年も経って児童数が減った場合に利用も縮小していくことがあるようなお話をされたのですが、以前も待機児童が多いときは作ってくれと色んな会社をお願いして保育所を作って、足りましたから減らしてくださいと今度は設置した会社さんの方がそれでやっていけるのかと。昔、無認可の保育園をまわっているときに、作る時は作ってくれと言ったのに補助金の体制が変わったらポイッと捨てられてしまっただけで潰れてしまった無認可の保育園も幾つか知っているので、そうになってしまうとまた企業さんも辛い立場だなと思いました。

高 尾 会 長： 今日のその他のところで公立保育園のあり方、そこに少し時間を取りたいと思いますので、次にいってよろしいでしょうか。それでは次の議題に進ませていただきます。続いて次第の2、子育てナビ事業についての実施報告です。事務局より説明をお願い致します。

子育て支援課長： 子育て支援課の小松でございます。本日は平成26年度から開設しております子育てナビの事業報告をさせていただきます。
(資料2 「子育てナビ事業実施報告」に基づき説明)

高 尾 会 長： それでは子育てナビにつきまして事務局から説明がありました。ご意見・ご質問がありましたらよろしくお願い致します。

服 部 委 員： 服部です。小さい子は育たっているので、ピンとこなかったのですが、電話などで例えば何かを相談すると、それがどういった保育園探しであっても発達障害の問題であってもそこで色々な情報を提供してくれるということなののでしょうか？

子育て支援課長： 子育てナビは子育て支援のワンストップの役割も果しておりますので、ご相談の内容を十分お聞きして、その場でご相談に答えることも出来ますし、必要であれば必要な施設にお繋ぎすることもしております。それは電話でも窓口でも、同様でございます。

高 尾 会 長： 服部委員さん、よろしいですか？

服 部 委 員： はい。例えば、私は12年前に夫が亡くなった時に、子どもの事を市役所で伺った時は自分で調べないと一つの課に行ってもその事しか触れてくれなかったのですが、今は例えば困って何課に行ったらいいかわからないが、他の課でこういうことが出来るということも教えていただけるということでしょうか？

子育て支援課長： それを目指しております。ワンストップということで、どこに相談したらいいかわからないというような支援についても徹底しております。

高 尾 会 長： よろしいですか。

服 部 委 員： ありがとうございます。

高 尾 会 長： ご意見がありましたらお願いします。はい、阿部委員さん。

阿 部 委 員： 阿部でございます。このデータの検証の中で、利用状況はここでよく見てわかりましたが、出生してから就学前までのお子さんの、全体の出生している・該当している保護者というか家庭というのはどのぐらいかというのはわかりますでしょうか。大体でいいのすが。

子育て支援課長： 大体ですけれども、平成27年度現在で2万4千人程度になります。

阿 部 委 員： ありがとうございます。そうするとまだニーズの聞き取れていない家庭、特に虐待とかDVとかひとり親とか、発達の心配などは結構色々ところでの引き上げ方があると思いますが、特に虐待とかDVについては中々自分の方から相談するっていうのは少ないと思います。それが顕在化して、表に周りの方から色々言われて警察とか児童相談所とかいろんなところに行って繋がり、結構話が大きくなってから行きますけれども、そういう利用者が本来はいて、この子育てナビがどのぐらい利用されているかという数値も

今後検討されて、数値化すれば全体図も見えてくるのかなと。ここでいうと満足度の調査も、実際は利用した人の調査なので、見えないところについての人たちをどう支援していくかということも将来的にあると市川市の子育ての、特に本当に必要な子育てに対する手当てが今後見えてくるのかなと思います。この子育てナビ事業だけではないのですけれども、総合的に実際に利用している人たちはこれぐらいいて、まだ利用していない人たちにどんな手を打つかとか、将来の方向性を探っていったらどうかと思いますので、今日はすぐに答えとかそういうのは求めませんので、そういうふうにしていった方がより事業の意思が本当の市民に向けた、特に相談をなかなか出来ない人たちにどうするかということも、今後の行政の大事な役目かと思いましたので意見を申し上げました。以上です。

高 尾 会 長： では、事務局の方で。

子育て支援課長： ご意見ありがとうございました。子育てナビに関しましては、特にこちらからはDVであるとか、そういったものに対して積極的にということではないのかなという風に思っております。子育てナビについては先ほど申し上げました通り、所属先を決めていく際の情報収集ということで、親御さんがお見えになったときに、お話を十分に聞くような中で、これはもしかしたらお子さんに発達の心配があるのではないとか、あるいはもしかしたらこのご夫婦関係に何かあるのではないとかという風なナビゲーターが気づきをして、それを返してそして必要な相談機関に繋げていくというような、そういうような役割という風に考えております。先ほどにもお話があったように児童虐待でありますとか、そういう発達に心配のある方とかにつきまちはまた別に相談の窓口を設けておりますので、そちらと十分連携をとりながら子育て支援全般についての支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

高 尾 会 長： はい、他に。では村上委員さん。

村 上 委 員： 村上です。この資料でわからないところがあったので質問させていただきますが、左下のところに施設が合計 30 施設で平成 26 年度の相談件数が 6 万 5868 件と書いてありますけれども、これは通常の 30 園での相談件数であって、出張子育てナビの件数は右上に講座件数とカッコで参加組数と書いてあって、これはどちらの数字でしょうか。講座の数なのか参加した人数なのか。この書き方ではわからなくて、実際どれぐらい出張子育てナビの人数が

どちらなのか。参加人数でしょうか。

高尾会長： では、事務局の方から。

子育て支援課長： 6万5868件の相談は先ほど言いました30施設の、一般的な子育て相談全体ということになります。右上の出張講座666に関しては、子育てナビが出張して出向いて、そこでご相談を受けた組数になります。

村上委員： 出張講座自体はもっと少なく、何講座で参加人数がどれぐらい平均であつたのかという情報がないので、ちょっと見え切れなかったというのと、実際では通常の30園で普段やられているものからしたら1%くらいしかまだ出張講座としては受け皿になっていないということですよね。あと、この通常の30園にいらっしゃる職員の受け皿と出張講座でやられている受け皿がまた別の窓口になってしまうということですかね？この連携がどうなっているのか、更にここから先にその他の育児相談施設との連携がどうなっていくのかが今後どう考えていらっしゃるのかと思うのですが。

高尾会長： では、事務局のほうで。

子育て支援課長： まず30施設の相談についてですが、こちらについては一般的な相談になります。保育士さんであつたりとか幼稚園教諭であつたりとか、子育て経験がある方であつたりというような相談をされている方になります。出張子育てナビは子育てナビということで各施設に年に何回か、今年に関しては37回出張しておりますけれども、今のところ主に子ども館の方に行かせていただいておりますので、年に2回程度くらい出張子育てナビが来ますよということを周知していただいて、そこに興味のある方が参加していただいて、その方が666人というような状況になります。

村上委員： 内容としてはあくまでも、出張も、子育てナビでやっているような、園の紹介になるという感じですかね？

子育て支援課長： はい。

村上委員： 3の所でその下に、ニーズの聞き取りで見える家庭状況で色々な虐待や育児不安と書いてあつて、その連携とあつたのでそこまでを考えていらっしゃるのかなと思ったのですが、そうではなくて子育てナビでやってい

るような業務を、子育てナビが今行徳とアクスでやっていらっしゃるけれども、そこまで足を運べないご家庭向けに地域で幼稚園や保育園の紹介業務をやっているという認識でいいのですか？

高 尾 会 長： では、事務局の方からお願い致します。

子育て支援課： 子育て支援課です。ポスターなどで募集するときは幼稚園・保育園でご相談に乗ります、ご紹介などと謳いますけれど、全体的に講座形式で幼稚園の選び方・保育園と幼稚園でどう違うのかなど一般的なことをやった後、個人的に面接の形をとります。その中で、やはり窓口と同じような虐待の心配とか発達の心配が出るということですので、表向きの形式は違いますが、ナビの窓口でやっていることと基本的には同じということです。

村 上 委 員： 窓口としては園の相談を受けますよという触れ込みでやりますけれども、来た方にニーズがありそうだったらそこで掘り下げて相談しているということを中央の常設の子育てナビでもやっているし出張でもやっているということですね。わかりました。すみません。

高 尾 会 長： はい、よろしいですか。西委員さん。

西 委 員： 西です。今の質問は全く私と一緒にでした。出張子育てナビの現状がこのグラフでわからなかったのが、どう充実させていくのかと。それからそのアウトリーチ型と言っていますが、要は講座打ち上げ型なのでちょっと認識が違うのかなと思ったので、今だいぶ解消できました。ではプラスしてどういう風に今後充実させていくのかと、アウトリーチ型と言っていることはそういうところに行けない人たちに今後そういうナビ的な役割をどうしていくのかというのを教えていただければいいかと思います。お願いします。

高 尾 会 長： では、事務局の方からお願いします。

子育て支援課： 子育て支援課です。まだ立ち上げて施行を含めて 3 年で、特に出張ナビについてはまだ検討段階ではあるのですが、先ほど事務局からの説明にもありましたようにやっている場所も主にこども館でしたので、こども館はどうしても場所が限られ、市全体には残念ながら行き届いていない所があります。他にも子どもの関係施設が市には多くありますのでその施設と、後は例えば出張所とか、役所の出張所に窓口を設けるだとかその辺りもまだ検討段階で

はありますが考えていて、なるべく今ある八幡と行徳のような同じ形式でや
っていったらというのを検討しているということです。以上です。

高 尾 会 長： よろしいですか。

西 委 員： はい、ありがとうございます。

高 尾 会 長： それでは他にありますか。どうぞ、田口委員さん。

田 口 委 員： 田口です。こちらの子育てナビ事業について、前回のアウトプット指標
の総括の方で色々評価等があったと思いますが、ちょっと合わない質問をし
ているかもしれないのですが、前回市川市次世代育成支援行動計画の進捗状
況についてというのを頂きましたが、そことも関連していますよね？先ほど
も阿部委員が仰っていましたけれども、当然指標になさっているというのは
そことの釣り合わせというのは実際どうなっているかというところが一つ
の検討課題だと思うのですが。

子育て支援課長： 次世代行動計画の時にはこの事業そのものではありませんでしたので、そ
ちらには載っておりません。新しくできました子ども子育て支援事業計画に
はこちらを事業として載せてありますので評価の対象になります。

田 口 委 員： 達成度はこうなっているという評価は、この表に入っているのでしょうか。
こういうものを目指しております、というものですけれども。

子育て支援課： 子育て支援課です。今日は持ってきてくださいとお願いしなかったので
お持ちでないと思いますけれども、子ども・子育て支援事業計画というところ
の 83 ページに利用者支援事業ということで事業を掲げておりまして、数
字目標を出しております。個々の事業の進捗状況の報告につきましては翌年
度に行いますので、27 年度の実績につきましては来年度の子ども・子育て
会議のなかで報告をさせていただく予定です。以上です。

高 尾 会 長： よろしいですか？

田 口 委 員： わかりました。ありがとうございます。

高 尾 会 長： では、川副委員さん。

川 副 委 員： 川副です。この子育てナビの事業が幼稚園・保育園等の案内窓口という機能で充実していくことは、ここに相談すれば色々な情報が提供されるという意味で、カナダなどにあるファミリー・リソース・センターに近づいてきていると思います。ただここで課題なのは2点あると思います。

まず、幼稚園とか保育園に入りたいという人が来るのを待つというシステムですが、国は今後子育て世代の包括支援センターの設置というのを保健センター中心に考えられています。先ほどワンストップと何回も言っているときに引っかかっていました。本当のワンストップというのは妊娠中からワンストップで、妊娠中から中学生までないしは就学後も考えていかなければいけないと思います。妊娠中からワンストップということであれば、母子手帳を貰いに来るときからスタートし、相談に来るのを待つのではなく、システムとして全ての母子手帳を受け取りに来る方をケアする、市川ではこのシステムが出来ていないという点が引っかかっています。母子手帳を市民課に来たからそのまま差し上げるというのではなく、ひとりひとりのケアプランをキチッと保健師さん、それからこのナビというのが重要なポイントだとするとナビのメンバー、それから子育て支援センターのメンバー。要するにその後その一人の方が使っていくだろう、辿っていくのであろう所の方たちと共同で、一人の人をサポートしていくという個別対応をぜひ構築してほしいと思っています。なぜかというところによって、今虐待が起こっている、今育児不安で課題があるという方の対応ではなくて、予防措置。この方はそういう可能性があるなど、お父さんお母さんの課題もあり、精神的な課題もあり、そういう時には相談窓口は相談に来た方についての把握はしていますが、ぜひ出生と同時に虐待防止・貧困の連鎖、そういうことを防ぐには今国が本当に子育て世代の包括支援というのを考えていることについて、今市川がどういう方向を検討されているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

高 尾 会 長： では、事務局からお願いします。

子育て支援課長： はい。今、川副先生の方からお話がありました子育て世代包括支援センター、利用者支援で言いますと利用者支援母子保健型というものについてですが、現在本市におきましては健康支援課の方で来年度この子育て支援包括支援センターを目指して今、動いていると聞いております。先ほどからも言っているように、色々な窓口があってそれぞれが別々に動くのではなくて、一緒に連携を取りながらやっていくということがこの包括支援センターで謳われているところですので、今後連携をしながらこちらの包括支援センター

の運営に携わっていきたいと考えております。以上です。

高 尾 会 長： よろしいですか。

川 副 委 員： 出産というところは産婦人科もありますし、本当にぜひ、個別対応というのを、個別の子育てプラン・ケアをする取り組みを包括的に行っていただきたいと思います。縦割りをお互いに支えあうと、市川の支援は素晴らしいものが既にありますので、それをいかに貫くかというのが子ども政策部の大きな働きかなと思います。

高 尾 会 長： よろしいですか。はい、田口委員さん。

田 口 委 員： 田口です。先ほどの件について意見を宜しいでしょうか。83 ページを改めて見させていただきましたけれども、これは確かに新規ということで 27 年度からということは認識しました。ですが今日お配りいただいた数値は 25 年からの数値がありまして、事業自体は以前からあったということですか？誤解しているのかなと思うのですが。仮にそうであれば、この数字をもとに今、目標数値が 1500 人ということでこれは達成していると見てよろしいでしょうか？とすると過去にも数字があれば、もう少し数値がタイトに出るかなと。これだと達成可能な見込みが見えてしまいます。当然目標は高く立てて達成することが必要だと思いますので。まず見方に対して誤解があれば教えていただきたいです。

子育て支援課長： 子育て支援課です。まずこの事業につきましては、平成 25 年度から実績が入っていますけれども、実際は平成 25 年度に、まず行徳地区に特化して、行徳子育て総合案内というモデルとして実施を致しました。そのモデルの実施を踏まえて平成 26 年度からこの事業が開始されておりますので、この事業がいつから開始されたのかということになると平成 26 年度からの開催ということになります。それから、この計画の数値目標が既に達成された数字というお話でしたが、これを作る時にはまだ実績が無かったものですから、こちらの数値を妥当な数値として入れさせていただいております。また、29 年度に見直しがありますのでその時には検討させて頂きたいと思っております。

高 尾 会 長： よろしいですか。

田 口 委 員： わかりました。26 年度と言うと結構前に実績が作られたという理解でよろしいですか？26 年度の実績が出ているので、それを織り込めれば単純に良いのかという理解だったのですが、もっと以前から作られていたというご説明で理解致しました。

高 尾 会 長： それでは、子育てナビにつきましてはこの程度にいたしまして、次の議題に移りたいと思います。

服 部 委 員： よろしいですか。

高 尾 会 長： どうぞ。

服 部 委 員： 先ほど川副委員の方からありましたように、妊娠中から就学後までというお話がありましたが、私もすごく同感でして、確認ですけれども、子育てナビは幼稚園保育園などの案内窓口としてそこから色々な、例えば左側のページのニーズの聞き取りから見える家庭状況というのがあるのですが、この場合例えば年の離れた兄弟、うちも 7 つ違いですけども、周りもひとまわりぐらい違ったり、上の子が高校生になって下の子が生まれたりだとか有効家庭も多様化していると思いますが、その場合に私が自分で経験があるのですが、幼児の相談は幼児の相談しか出来ませんよと言われました。上の子が離れていると、それはまた別のところでしてくださいということがあったのですが、こちらがそういう年齢の、例えばここで見えてきた聞き取りからの家庭状況とかの場合に、年が離れていて中高生とかのご相談も、例えばDVがあるとか今現実には社会問題になっている中高生なども親のDVで亡くなられているお子さんとかもいると思うのですが、そういうことにもここがワンストップで対応していただけるのかということが一つです。

さらに、前回も前々回もお話しましたが、多分本年度は今日で終わりだと思うので、最後に今回の子育ては小さい子、せいぜい就学しても小学校の中学年くらいまでの子の対象のことしか出てこないのですが、私はこちらの面接のときにも子育てというのは 18 歳までですねという確認をしてから参加させていただいたのですが、先ほどの年の離れた兄弟も含めてまた中高生とかでもDVで亡くなったりとか、大変な事が起きている、自殺等も起きていたりしている中でそういう課題が来年度はこちらの会議に入ってくるのかなという 2 つ質問です。

高 尾 会 長： それでは、事務局でわかる範囲でお願いします。

子育て支援課長： まず子育てナビについてですが、入り口は幼稚園・保育園等の情報提供・情報収集でお母さんが見えになって、その中で上のお子さんの相談とかということに繋がることは多くあります。その内容でその場で解決できることであればその場で解決しますし、こちらでは解決が難しいというところであればすぐに専門のところにお繋ぎするというような形をとらせていただいております。すぐに18歳のお子さんをお持ちのご家庭がナビに相談来られるということはありませんけれども、そういう形で対応はとらせていただいております。よろしいでしょうか。

服部委員： 来年度の審議会については？

子育て支援課： 子育て支援課です。来年度に小学校以上の子どもを対象とする審議案件が予定されているかという質問でよろしいですか？確実にありますのはこの子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理・報告というのはこちらの子ども・子育て会議の所管になりますので、この計画の中に数が少ないという指摘は受けるかもしれませんが小学生以上を対象とする事業も含まれております。ですので、そういった関係での審議は予定されています。ただ、この計画は18歳未満を対象とするものですが、所謂小学生以上の所につきましては教育委員会の方にも実は審議会がございます。役割分担をしていますので、全ての小学生以上の審議案件がこの子ども・子育て会議に挙がってくるというわけではないことは説明させていただきます。

服部委員： ありがとうございます。しかし、そのように分けている考え方がそもそもやはりワンストップにはなり辛いのかなと思いますので、もしそうであれば教育委員会との連携をこちらのほうでもぜひとっていただきたいです。私は教育相談で、当時3歳の子と、7つ違いでしたので小学生だったのですが、上の子の父親をなくしたあとの不登校の事で相談に行きまして、下の子も大変色々と問題を抱えていたのですが、こちらが参っていて、それでも幼稚園のお子さんなら同じところで相談ができますが保育園のお子さんは別に相談をしてくださいと言われたのです。でも、別々の方に相談しても兄弟の連携や家族のこともありますし、相談する側からすると色んなところに行ったりするのは大きな負担です。悩みや辛い話をあちこちでするのは非常に苦しいことです。そこで参ってしまう方もいると思いますので、ぜひともこちらの事業に関わっている方は広く、こちらにあるのでこっちに行ってくださいというのではなくてもう一つ手を加えていただけると利用者はありがたく

思っています。私は中高生の相談を多く聞きますが、高校生でもひどい虐待を受けている子がいて、私自身どこに相談したらいいかわからないことがあるので、小さい子はもちろんそうですが新聞等でも亡くなってから分かるということがありますので、その辺も広げていってほしいと思いました。

高 尾 会 長： よろしいですか？それでは、ナビについてはこれで終わりました。次の議題に進ませていただきます。それでは次第の3、その他です。事務局より説明をお願い致します。

子育て支援課長： それでは、その他としては3項目ございますが、まず子育て支援課から前回会議の次第2、市川市子ども子育て支援事業計画のアウトカム指標による評価についての審議の中で、データが手元になく回答が出来なかった件について回答をさせていただきます。

まずeモニターアンケートの結果集計において、各回答を1点から4点で点数化し、平均点数を算出しましたが、実際に点数化した回答数はどのくらいあったのかとのご質問をいただきました。18歳未満のお子さんのいらっしゃる回答者全体が619名であるのに対し、最も点数化した回答数が少なかった、つまり“わからない”や無回答が多かった施策の方向はナンバー12「ひとり親家庭等の自立のための支援の充実」で218、最も点数化した回答数が多かった施策の方向はナンバー8「経済支援の充実」で566でした。次に自由記述回答で「日本語の不自由な子供・不登校の子どもなどへの支援が足りない」と回答の要点をお伝えしたことについて、一人の回答者が一文で書いたものでなければ訂正が必要とのご意見をいただきました。回答を再確認した結果、一人の回答者が一文で書いておりましたので資料の訂正は行っておりません。以上でございます。

高 尾 会 長： よろしいですか？前回の追加説明です。それでは次に行きたいと思えます。こども施設計画課長から説明をお願い致します。

(資料3 「保育園 整備可能区域の拡大に基づき説明」)

高 尾 会 長： 宜しいでしょうか。それではご意見がありましたらよろしく願います。

吉 原 委 員： 開所の時間は、何時から何時までなのでしょうか。今後認可保育園に移行してくるということで、認可になれば13時間を守られるということでしょうか。現状どおりの時間になるのでしょうか。

こども施設計画課長： 現在のところ、認可保育園と同じように7時30分から開所しているようですが、正確な時間は捉えていないのですけれども、朝の通勤時間に間に合うようにという形で、時間外も含めて7時30分位から開所していると聞いております。ただ、認可保育園としてはまだ、実際何時にしていくなかというところは話をしていない。終了時間についても、普通の認可保育園と同じような形で、9時10時といった時間は設定しておりません。8時、8時30分といった時間が、時間外保育も含めて限界かと考えております。

田 口 委 員： 今回、利用定員の設定に関する意見聴取ということで、この人員案は、これで行かざるを得ないというのが私の意見です。今まで保育の質とかそういう話もありましたけども、K's garden さんの選定にあたって色々なことを考慮して選定されたと思います。当然色々な環境を整えるには財務面の安定性というのは非常に大事だと思いますし、そのところは当然検討された上で選定されていると思いますので、引き続きそちらの面からも見て頂けたらいいかなと思います。質問ではなくて意見です。この人員でいいかと思っています。以上です。

高 尾 会 長： はい、吉原委員いかがでしょうか。

村 上 委 員： これから認可を前提にということですが、保育ニーズに合っている方が利用されている訳で、実態の分からないところを詰めて行っても良く分かりません。認可を取っていくということになると、基本的には、保育の環境というのは絶対にあるべきであって、いくら数が足りない、ニーズがあるからといって公共の補助金の対象とすべきなのかどうか。市川市の姿勢如何ですので、待機児童解消につながるのであれば全てオッケーという姿勢であれば、こういったことも認めるのでしょうか、公費の使われ方をしっかりと吟味しないと、本当にこれでよろしいのかと憤りを少し感じています。

このように会議で提示されたということは、認可をするということを前提に話が進んでいるのでしょうか。認可対象として検討しているから、議題になっていると思いますが、実情が分からない部分も多いですが、このエリアは夜の8時では人通りもとても多く、近くのスーパーマーケットは24時間営業です。人も車もたくさんいる場所で、本当にこんな場所で8時、9時までやることが、子どもにとっていいことなのかどうか。私は大変疑問に思えます。待機児童を解消しなければいけない、条件が揃えば認可をしなければいけないということはよく分かりますが、子どもにとっての環境というのは

何なのか、親の働き方も絡んでくることではありますが、公費の使われ方として正しいのか、疑問に思います。また開所の時間についてもどうしてしっかり把握しないのか、疑問に思うのですが。

高 尾 会 長： 現在の時間は何時までやっているかわかりますか。

こども施設計画課： 説明不足で失礼いたしました。認可を前提ということではなく、前回の会議でも議題で出させて頂いたところですが、更に今回具体的な内容が分かかってまいりましたので、ご検討いただきたいということで、今回議題にかけさせて頂きました。この施設は只今調べましたところ、朝の7時から夜の8時まで開所しているということでございます。

当然のことながら、この事例に限らず、認可外保育園から認可保育園への移行にあたっては、認可保育園の利用条件を満たした方から利用していくので、今認可外保育園に通っているから認可保育園になってそのまま利用できるかを保障している訳ではございません。

今おっしゃって頂いた吉原委員のご意見といったところを、まさに今回の会議で伺いたかったというところですよ。前回の審議から、具体的な事例が今回上がって参りましたので、本当にこのような環境での認可がよろしいか、ということで、忌憚のないご意見を頂ければと思っております。

高 尾 会 長： それではご意見がございましたらお願いします。

幸 前 委 員： もう一度確認させてください、この資料の70メートルの中にある場合は、不可、ですね。それでは今回は何を審議すべきということになりますか。この地図では、70メートルの円の中にも関わらず、可でもいいですか、と聞いているように見えるのですが。

吉 原 委 員： 吉原です。前回の会議を欠席しているもので、先ほど失礼な言い方をしたかもしれません。このあたりの経緯が分からず恐縮ですが、可でしょうか、という聞き方をしていると思っておりました。何を審議すべきなのか、もう一度整理していただけますか。

こども施設計画課長： 基本的には、保育園というのは市内にどこでも建つ、というのが法律上建前になっております。当然商業地域内にも建ちますし、畑の中にも立つというのが、保育園の建築としては可能です。保育園のニーズを考えながら、認可保育園として整備を進めさせるべきなのか、認可外保育園として進めさせ

るべきなのかということも含めて判断させて頂いているところでございます。今回は、駅に近い商業地域ということで保護者の方の立場からすると、駅に近い方が便利だなと言う方もいらっしゃると思います。近くに園庭がないから、嫌だという方もいらっしゃると思います。一つの選択肢として、商業地域エリアを、一律保育園整備をしないということで24年度から決めさせて頂いていたのですが、これを、一定条件のもとに緩和をしようということで、ご意見を頂いたのが前回の審議になります。平成24年当時は、商業の活性化というところで議題になっておりまして、保育園が出来ることによって、商業地域内に制限される物件が出てきてしまうので、それをその当時は控えようというのが市の中の決定事項でした。これに従いまして保育園整備を控えてきたというのが現実です。ただ、待機児童数が去年の4月時点で全国9位ということで、保護者の方々からも駅の近くにないというご意見や、もっと保育園整備を進めて欲しいというご意見がございまして、選択肢の一つとして認可保育園を開設するという一方で、一律に禁止していた認可保育所を、一定条件を満たせば認めていく方向に変更したいというところでご意見をいただきたいというのが前回でございました。その中で、保育需要が見込まれるエリア、当然、需要者がいないと利用者がいないので、必要ないということになるかと思います。この風営法の対象施設を開設するにあたっては、100メートル、もしくは70メートル以内に子どもの関連施設がないときには開設できるという法律です。逆から見ますと、風営法対象施設がない場合は、保育園整備を進めていってはどうかというところで前回ご意見をいただいたところでございます。なかなかイメージしづらいというところがあったかと思いますが、今回、具体的な話をすすめたいという施設が出てまいりましたので、参考的にこの地図をあげさせていただいて、前回ご審議いただいたところですが、さらにご意見があれば頂きたいというところで今回上げさせて頂いております。

高 尾 会 長： はい、村上委員。

村 上 委 員： 今のお話ですと、国基準では商業施設内でも保育園の設営が可能だが、市川市では独自に商業施設の建設を制限したと。それを国基準に戻したいということですね。もう一つは、このような保育園の施設があった場合、70メートル以内には風営法に関わる商業施設は建設できないということで、今この丸を書いたエリアにパチンコやスナックといった施設は今後新設で立てられなくなるということでよろしいでしょうか。

高尾会長： 要するに、とても簡単なことで、商業地域であっても、認めていきましょようと、そこで70メートル以内に風営法の規制があるところはダメということになっていただけれども、これで見えていただくとギリギリです。こういう場合にどうするのか、認めますか、認めませんかという意見を求めたいということです。我々がここで議論すべきことは、もう中に入っているのだから、ダメなものはダメという意見もございますし、ギリギリだから将来的には大丈夫でしょうというのも一つの意見です。商業地域であっても、ニーズがある限り、ある程度認めていかざるを得ないだろうというのは、前回説明を受けたとおりです。ただ、70メートルという規制があると。今回の場合、もっと中に入っていれば、明らかにダメといえるけれども、このようにギリギリの場合にはどうしましょうかという行政からの質問なのです。

服部委員： ありがとうございます。私も子どもを二人育てて保育園に預けて来ましたが、保育士としての父兄の方とかもお話を聞いてきましたが、ニーズがあればというお話でしたけれども、そのニーズが誰にとってのニーズなのかなというところで、お母様方も確かに駅の傍で便利と考える方もいらっしゃるかもしれませんが、それほど強い需要があるのでしょうか。私自身も新田保育園と新田第2保育園に預けておりましたが、駅から近くはありませんでしたが、駅に近ければよかったなとはそれほど感じませんでしたし、私の回りでも近い方がいいという保護者の方々の声は聞いたことがないので、お子様二人三人送り迎えされるお母様は、荷物が多く、お家から保育園まで大変かなというのはありますけれども、誰にとってのニーズなのかなというのは疑問に感じました。近隣にお勤めの方にはあまり駅は関係ないですし、私も、私の回りの人にもいませんでした。ましてや、お子さんの環境という面では、子ども自身は自然の中にいた方がいいに決まっています。騒音等や近隣のトラブルもありますし、必要性はそこまでないかなと思いました。

高尾会長： それでは、時間の関係もありますので良いか悪いかだけをお願いしたいと思います。

阿部委員： すいません。素朴な疑問ですけれども、ニーズとありますがこの認可外保育園が現在あるわけですが、ニーズになっているこの園はどの程度の定員があるのでしょうか？大体でいいのですが、今のところは何人くらいいるかは把握されていますでしょうか。

こども施設計画課長： 施設課長でございます。正確な数ではないのですが、20名は越えていま

すが30名には達していないくらいのニーズはあるというふうに聞いております。現実的に認可外保育園なので定員の把握というところまでは完全には出来ていませんが、20名は越えているが30名には達していないというところでございます。今後、こちらの物件が適切かどうかというのはまた別の、建物の広さなどから判断をさせていただくということになります。こういった形で現実的なものを出させていただきましたので、今回はこちらでご理解いただきたいと思います。

吉原委員： 基本的に誰かが何かを言わないといけないと思いますので、あえて行政の方には嫌な立場でものを申し上げますが、これは本当にいいことなのでしょうか。決められた70メートルに近いとか遠いのではなく、70メートルではだめだと決められているものを何故こうしてアバウトにするのがいいことなのでしょうか。例えば東京都が認可の面積を引き下げたところ、非常に環境が悪くなるという問題が起きていると東京の先生方からよく聞きます。それと同じような形で一度許可を出せば、その後も同じような事例がたくさん出てくるのに、それを我々、特に私のような子どもと関わる立場の人間がおかしいと言わないと。NOと言わないのはおかしいと思います。ニーズがあるからそれはしょうがない、それは行政の立場であれば当たり前のことだと思いますが、本当にそれがいいのかどうかは私のような立場の人間がNOと言わなければならない。私は今の置かれている仕事の立場上からこれは絶対におかしいものだと思いますので、反対したいと思います。その理由は、70メートルより外であればいいと決まっているからです。何でも決める事は単純にしておかないと、例外を作ると全てOKになってしまうというのが私の意見です。

高尾会長： それでは、村上委員さん。

村上委員： この近くに明德保育園が近隣にあるはずですけども、ここが出来た時はどうだったのでしょうか？

こども施設計画課長： 明德保育園の方も同じような形で確認させていただいて、70メートル以内にはないということは確認させていただいております。

村上委員： これを見ると近くの吉田ビルのマージャン店というのが明德のすぐ近くとなっていますが、これはどうだったのでしょうか？

高 尾 会 長： これは明德を中心にして円を書くと入ってしまいますね。

村 上 委 員： 入ってしまいますよね。そこは当時どうだったのですか？

こども施設計画課長： 訂正です。明德が出来たのが平成 15 年でございまして、その時には確認をしていなかったようです。風営法の場合は同じ方がやる、それから相続をするという場合には引き継がれていきますけれども、第三者にその権利を売り渡す場合は認可の取り直しという形になります。多分この吉田ビルのマージャン店は今シャッターも降りた状態ですので、営業していないかと思えます。同じ形でもしマージャン店を開くとなると、明德の方が引っかかってきてここではまず出来ないかというふうに考えます。以上です。

高 尾 会 長： 今日結論を出すということではありませんから、意見をもらうということではよろしいでしょうか。それでは次に資料 4 に戻りまして、公立保育園運営の今後の方針について説明をお願い致します。

こども施設計画課長： こども施設計画課長でございます。

(資料 4 公立保育園運営の今後の方針について(原案)に基づき説明)

高 尾 会 長： それでは事務局の方から説明がありましたが、今後の公立保育園の運営のあり方について、要するに市の方は財政難で、それについてできるだけ保育園を民営化していきたいというのにあたってその手法など、皆様方に民営化することについてどうなのかとご意見をお伺いしたいということです。どうぞお願い致します。では、吉原委員さん。

吉 原 委 員： 質問ですけれども、一人あたりの保育経費、これは単純に考えればすぐわかる事なのですが、私立が 12 万で公立が 15 万、この差は 3 万あるわけですがこれは大きく違うのは人件費が違うというふうに判断して宜しいでしょうか？

事 務 局： はい、基本的にはそのとおりです。

吉 原 委 員： その場合に民間に委託をしていくというのは自然な流れだと思うのですが、今の公立の保育士の処遇を民間に移管した場合どうされるか、それから今後保育士不足という問題が出てきて、定年になった場合の補充の計画。補充の計画は存続をしていく場合であれば問題はありますが、縮小していく

となるとそういうことも見据えた上での人事の計画も出来てくるかと思いますが、そういったトータルな意味も含めてということでしょうか？

高 尾 会 長： では、事務局の方から。

こども施設計画課長： 人の配置というのはデリケートな問題ですから、私どもの中でも色々と検討をさせていただいております。船橋市の例を挙げさせていただきますと、船橋市さんは待機児童が 600 人を超えて全国第 2 位と大変慌てておりまして、公立保育園などを増強する形で保育士さんを一気に採用したという今年の例があります。その煽りを受けたかどうかはわかりませんが私立保育園さんの方で保育士を集めることがすごく大変だったということを聞いております。ですから、私どもにつきましても公立保育園を増強することが一番簡単な手段かもしれませんが、やはり私立保育園さんと一緒に待機児童対策を進めながら保育の質を確保していきたいというふうに考えております。人事等につきましても当然定年ですとか自然減ということも考慮しながら、色々な人事制度、また公立の場合、保育士は保育園だけではなく他の子ども施設で実際に勤務しているという面もございますので、その点では私立保育園と違い保育士さんのその後の仕事の仕方は多方面に展開できるので柔軟に対応できるかと考えておりますので、その点の人事計画につきましても人事課と共に考えていきたいと思っております。以上です。

高 尾 会 長： よろしいですか。では、服部委員さん。

服 部 委 員： 服部です。先ほどの人件費の話題、ご指摘がありましたけれども、その中で人件費が安いのは若い保育士さんが多いので人件費が安いというお話があったと思います。10 年や 20 年前までの幼稚園や保育園の方は割と勤める方も雇う方も結婚や、数年で辞めていくという仮定の元で働いていたと思いますが、それはやはり保育の質は低下してしまいます。今後変わっていく中で、今若い保育士さんが多いゆえに人件費が安いのであれば、そのままで続けて頂かなければ困るわけですし、ベテランの保育士が入らなければ、保育士の指導に行くというお話もありましたけれども、常任しているかどうかは私も現場を知っておりますから、全然違うと思います。その点を考えると費用的な点はそれほど変わらなくなっていくのではないかと一つ疑問に思いました。

高 尾 会 長： 他にご意見お願いしたいと思います。はい、坂本委員さん。

坂 本 委 員： 坂本です。自分の子どもが幼稚園なので、保育園とは違うのかもしれませんが、公立の保育園・幼稚園の良さというのは園長先生が変わられても基本的に筋が通っているというか、保育のあり方が変わらないという点だと思います。公立が減って私立が増えていくということは、私立は個々の保育等をやっていくので、他の園との統一・質から考えると公立のように他の園のように大元が変わらないという公立の良さが失われてしまうというのは残念に思います。

高 尾 会 長： では、村上委員さんから。

村 上 委 員： 村上です。資料によると公立から私立に移行されるのが宮久保、妙典、湊新田の3園ということですが、これは既に公立ではありますが、指定管理制度によって運営されているという認識でよろしいですか？それから、コストとしては指定管理の11万9526円で現状運営されている園という認識でよろしいですね？人件費等々は私立の園とさほど差はなくて、保育士の待遇も同じような待遇であると。ただ、出所が指定管理だと市の税金から全て出ているところを私立にすることによって県と国からの補助金の方に移行したいという事があるということですよ？それとはまた別に、公立園を今後どうしていくかという議論をしなくてはいけないということですよ。ですので、財政的には既に指定管理でこの状況ですから、私立の園に移行するものは出所が変わるだけで市の負担が軽減されるのでしたら、運営母体が変わったら園の方針が変わるということもあるかもしれませんが、財政的な面で見れば私は問題ないのではないかと思います。

高 尾 会 長： それでは、田口委員さん。

田 口 委 員： 田口です。私もこの会議の間の財政関係の会議を幸前委員と一緒にやらせていただいておりますので、その視点で見てもこういう手段を取らなければ財政が厳しいというのはよく知っております。基本的にこういう線で行かざるを得ないというのが私の意見です。どういうことかと言うと、市で出来ること、市民と共同で出来ること、民間で出来ることと3つに置き開きをして、当然質的な問題ということでは市の役割が必要ですが、運営母体という点では数字で出ているような形でやっていかなければいけないというふうには思っております。

高 尾 会 長： では、他にご意見がありましたら。知久委員

知 久 委 員： 知久です。このような教育費用の財源内訳というのを初めて見たので、やはりこういうものを見ると市は民営化を推進していった方が良いのだなと思いました。このような内訳のようなものをもっと見せて頂ければいいと思いました。

高 尾 会 長： はい、では服部委員さん。

服 部 委 員： 先ほどの意見の話があって、財源が分かる方にはわかっていらっしゃるのかと思いますが、もしわかったら教えていただきたいです。市川市は東京に比べて保育料が高いのですが、多分0歳児ですと収入にもよりますが一番高い方で7万くらい払っていらっしゃると思います。東京は私が務めていたころで、同じ0歳児が公立の保育園に入るにはその半分くらいでした。それだけ高い保育料を払っていても財源的にこうなることの地域の格差がよくわからないので、もしよろしければ教えてください。

こども入園課長： すみません、東京都の比較は把握していませんので、何らかの形で資料を提出できればと思いますので、よろしくお願いします。

こども施設運営課長： こども施設運営課長です。収入の面からではない違う申し上げ方ですがけれども、保育園の運営費は人間の給与ですから、大体似ております。少なくとも市川の場合は、これもあまり皆様方にPRを積極的にしていないのでご存知でないかもしれませんが、相当昔から人件費の補助を分厚くしております。ですから、最近うちはこんなことをやったなどという自治体がちょこちょこ出てきますけれども、市川はそれを更に上回っております。その実態が一方にあって、子どもの処遇は民間保育園でかなり高くなっている。これは公私格差を是正するためにそういう風にしてきました。そうすると市が出すお金としては、市は残念ながらここにあります通り国・県からお金がもらえない公立保育園を抱えていますけれども、民間保育園も同じです。人的な配置の推進とか給与水準を同じにしようとしていますから、市内にある保育園全体は基本的には同じ水準だご理解いただくべきだと思います。それを東京都だとか近隣自治体と比べても運営総額で考えれば、東京都がものすごくお金をかけていることはわかっていますけれども、それは財源が豊かなので出来ているという背景はあります。ただ、運営費総額とすると殆ど変わらないだろうというふうに申し上げることが出来ます。以上です。

高 尾 会 長： 吉原委員さん。

吉 原 委 員： 民営化をせざるを得ないというのが現実問題としてあると思いますが、具体的なアクションプランとしてお聞きしたいのですがこの先民営化していくとして、21 公立園がありますよね。先ほど 3 年から 6 年を原則とした移行期間とされていましたが、そうすると具体的にこれから何年度には何園くらいと具体的なプランを考えていらっしゃるか。例えば受け皿として公私連携保育法人を指定として民間法人にと。これは江戸川区でやっているおひさまの方式かと思いながら見ていたのですが、その他に社会福祉法人に移管する、新設が市川の場合企業に移管していますが、企業を含めた形で移管するのか、どのような形で受け皿を整備するか。具体的には如何お考えになっているのか、今の段階でわかっていることがあればお聞きできればありがたいのですが。

高 尾 会 長： では、わかる範囲でお願いします。

こども施設計画課： まだ全部オーサライズされておりましたが、民営化を進めなければいけないというところと、あまり性急に進めては元も子もないと思っております。やはり利用する方を第一という形で考えさせていただきたいところでありまして、色々な国の制度等を考えますと市長の方でも社会福祉法人を第一に考えるべきだというような意見が出ております。ですから、株式会社や有限会社ではなくて、やはり社会福祉法人を第一に考えて進めるべきであろうというのが今の具体的な考え方でございます。実際どのような形で進めるのがベストなのかは、今後子ども子育て支援協会さんの方ともお話をさせていただきながら、近隣市町村の例を参考にさせていただき、一番いい形で、どこまで公立保育園を民営化していくかということも、先進事例のメリット・デメリットを検証しながら今後検討して考えていきたいというところであります。

高 尾 会 長： では、西委員さん。

西 委 員： 西です。公立保育園の民営化は全国的に平成 16 年度の一般財源化から大きな問題だったと思うのですがけれども、ある意味公的な保育の質を守ろうということで今まで進んでこなかったというのはある意味評価されるべき市川の姿勢なのだろうと思っていますが、民営化せざるを得ない時にぜひ二

点。

一つは人の育成に関することに関して、やはり市として財源をきちんと組んでいくことを強化しなくてはいけない。民営化されているところも、関わりがあるところが幾つかありますが、はっきり言って質は下がっています。それはやはり人件費の問題です。端的に表れているように、人件費が抑えられていることにより人が集まらないのです。色々な形で人件費補助というのは、質を担保するために市として考えていかないと、千葉県の中でも非常に問題が起きてしまったことがありました。

それからもう一つは、質を担保するためのシステムも作らなくてはいけないだろうと思っています。先ほどの商業区域の問題やナビの問題でもいくつか出てきていますが、市川市なりの質のガイドラインとか、最低でもここまでは守るべきというもの。今、社会福祉法人を中心にと、具体的に出ていましたけれども、どういうところをきちんと市としては引き上げていくのか。それから人材育成のために市が中心となって研修制度を立ち上げ、民間とコラボを組んで、どちらがどう主導権をとる部分を作っていくのかというような、少し長期的な見通しをきちんと出していただけると私たちも話しやすいのかと思います。その二点をすごく要望したいと思っています。一般財源化されたということは財源が全部ないわけではなく、一般財源化されたものに子どもに関するものにどれだけ何を使うかということの問題ですので、ある程度大きな案が示されると意見も言いやすいと思います。あとは、今非常に待機児童が多い中で早急に進めないということもやはり市民の立場では重要な事かと思っています。意見の段階です。

高 尾 会 長： 他に宜しいですか。それでは、大神委員さん。

大 神 委 員： 大神です。お金の件はすごく説得力があるし、園舎の老朽化も目に迫るものがあるのですけれども、私立も公立もそれぞれ良さがあると思うのですが、公立の良さを維持するための最低限の人材なり知識の共有なりというところは忘れてほしくないと思っています。先ほど、公立の保育士は児童館やこども館でも働くといったお話がありましたけれども、そうすると極端な話、公立の保育園が全くない状態で児童館だけで働いている人たちは私立の保育園に対して指導だとか助言、研究が出来るかと言えば、今ご経験のある先生方は出来るかもしれませんが、ベースとなるものが無い状態で外から助言だけをする立場として質を確保していくのはなかなか難しいと思います。ですので、最低限よりもう少し欲張ってほしいですが、公立の保育園としての良さを維持していくための具体的な数ですとか、人材もやはり一人で一子

相伝にやっていくというわけにもいかないのです、どのくらいの保育士集団として必要かというのもお考え頂ければと思います。これはリクエストです。よろしくお願い致します。

高尾会長：他にありましたら、時間が決まっておりますので要点だけお願い致します。

浜田委員：浜田です。私の子どもは3人いて、今5年生の子から年長の子まで合計11年間保育園を利用しているのですが、丁度今塩焼保育園が園舎の老朽化で壁の塗り替え等をしていまして、下の子2人が6か月未満のときはその公立に入れなかったのがジャングル保育園という私立のところに入っていました。ジャングル保育園は10年ぐらい前になりますが、使っている食器などが100円ショップのものだったりしてニュースになった園です。入った時は知らずに、後から周りのママ達に言われて知ったのですが、今回最初の資料などで開設予定の保育園がたくさんあることを知り、更に公立が減ってこれから私立が増えていくときに、周りの環境やキャパシティは勿論ですが本当に実際の中身は大丈夫なのかというところを開設した後もきちんと見ていてもらいたいと思います。

高尾会長：村上委員さん。

村上委員：村上です。実際今後公立保育園が民営化された際に、この厳しい財政状況で27年から29年の3年で累計144億の財政不足が見込まれていて、この解消がどれぐらい見込まれているのか。将来的に民営化されたために財源解消がどれぐらいされるのかというのと、このコストが下がった分がそのまま財政不足の方に回ってしまうのか、その予算が保育士の質の向上に使われていくのかというのをどう計画されているのかをお伺いしたいのですが。

高尾会長：では、事務局のほうから。

こども施設運営課：分かる範囲で申し上げますと、一園当たり国・県から入ってくる収入は年間5000万円ほどあります。それが21園で10億。それから、公立保育園の運営にあたる職員の賃金が平均すると大体800万円ぐらいあります。民間水準でいきますと、これの半分はいかないまでも相当な乖離があると思います。仮に2倍で見た場合には数十億円近くになるかと。この一方、民間保育園に対しても支出が、人件費が増えてまいりますので、差し引きすると財政効果は期待

できるのですがどの規模になるかというのはこれからシュミレーションして参りたいと思います。

高 尾 会 長： それでは最後に、川副委員さん。

川 副 委 員： 144 億円の財源不足を理由にした点について疑問なのですが、運営費 2 の②と③について、公立の運営費については国と県の部分から一般財源化されているので、その部分はかなり節約できると思うのですが、やはり安定した民間の保育士の定着率を高めていきたいと考えていますので、その人件費についてはさほど節約にはなっていないとは考えています。

ではどこが節約になるかと言うと園舎の老朽化の問題だと思います。この公立保育園の園舎の建て替えはどうしても必要になってきて、これを全額市が負担するというのはかなりの負担額ではないかと思います。私は厳しい財政状況というのが謎で、全体の財政不足を補完するために公立保育園の民営化がそこを担うのかと思うとすごく引かかりました。今、村上委員が言われましたように私はここで削減したお金を、子どもの為に還元してほしいです。ですので、本当に子ども基金というものの財源に繰り入れていくというか、そのような新しい画期的な提案をすればこの辺りについても市民も納得いくのではないのではないかと思うのですが、この厳しい財政状況を補完するためにという姿勢と、今の私の提案についてはどうでしょうか。

高 尾 会 長： では、事務局の方。

こども施設運営課長： こども施設運営課長です。先に一点申し上げますとこの 144 億円というのは市川市が今考えている事業すべてをやった場合に必要になる財源ということになります。これは道路でもなんでも全部やった場合これだけ必要ですが、確保できないので、何か事業を切り詰めなければいけないというのが一つあります。公立保育園の民営化で若干はこの財源に当たっていくだろうということはありません。それから、先ほど一般財源化の話が出ましたが、市川の場合は地方交付税交付金というものを貰わない、不交付団体という時期が非常に長いこともありまして、実際にはお金は一般財源にはありますけれども、入ってこないという状況にあることを付け加えさせていただきました。

先生方がおっしゃるような子どもの基金ですとか、色々ご意見をいただく中で新しい仕組みを目指していく必要があると思います。消費税についてもこちらは福祉目的税として上がってきますから、子どもや老人に充てる財

源という前提もあります。これは今回私どもも予算要求をする中で財政部門もだいぶ飲み込んでくれたという実態が既にありますので、予算の中で明らかになっていくのだろうと思います。しかしながら相当な理解があって進めていくということであると申し上げられると思います。

高 尾 会 長： それではお時間ですので、事務局は今の意見を踏まえて対応をお願いしたいと思います。それでは、これにて平成 27 年度第 3 回市川市こども・子育て会議を終了したいと思います。

以 上